

○提案に関する訓令

(平成19年10月1日島根県警察訓令第31号)

提案に関する訓令（昭和57年島根県警察訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、職員が行う提案について必要な事項を定め、もって警察運営の改善に役立てるとともに、職員の士気を高めることを目的とする。

（提案事項）

第2条 提案は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 警察組織の改善に関する事。
- (2) 予算の執行の改善に関する事。
- (3) 執行務の改善に関する事。
- (4) 勤務制度及び処遇の改善に関する事。
- (5) 福利厚生 of 改善に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、警察運営の改善に関する事。

（職員の責務）

第3条 職員は、積極的に提案を行うよう努めなければならない。

（所属長の責務）

第4条 所属長は、職員が行う提案について必要な指導、助言及び協力をを行い、提案の効果的な推進に努めなければならない。

（提案の方法）

第5条 提案は、個人又は共同で、かつ、随時行うことができる。

- 2 提案は、提案票（様式第1号）を所属長に提出して行うものとする。
- 3 提案を行うに当たっては、島根県警察情報システムに掲示された過去の提案を確認するものとし、同種の提案が既に行われているときは、当該提案の内容及びその審査状況を考慮するものとする。

（所属における処理）

第6条 所属長は、前項の規定により提案が行われたときは、その内容について審査するものとする。ただし、その内容が第2条各号に掲げる事項に該当しないと認めるときは、提案した職員にその旨を通知し、審査を要しないものとする。

- 2 所属長は、前項の規定による審査の結果、その内容が自所属において処理できるものであると認めるときは、速やかに処理した上、提案した職員にその結果を通知するものとする。
- 3 所属長は、第1項の規定による審査の結果、その内容が自所属において処理できないものであると認めるときは、当該提案に対して必要と認める改善策等の具体的内容を提案票の所属意見欄に記載し、その提案票を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に送付するものとする。

（警察本部における処理）

第7条 警務課長は、前条第3項の規定による提案票の送付が行われたときは、その提案

票を当該提案に係る事務を所掌する本部の所属長（以下「主管課長」という。）に速やかに回付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、警務課長は、その提案の内容について、第2条各号に掲げる事項に該当しないと認めるとき、又は提案票の送付元の所属において処理できるものであると認めるとき、若しくはその所属の長の審査が十分でないとき、それらのいずれかである旨を示した上、提案票を返付するものとする。

（提案の審査）

第8条 主管課長は、前条第1項の規定により回付された提案について審査を尽くし、その結果を警務課長に通知するものとする。

- 2 主管課長は、前項の審査に当たり必要があると認めるときは、当該提案に係る所属の長と協議するものとする。

（採用した提案の措置）

第9条 主管課長は、提案を採用（趣旨採用を含む。）することとしたときは、関係規程の改正等必要な措置を講じ、当該提案が速やかに警察運営に反映されるように努めなければならない。

- 2 主管課長は、前項の規定により講じた措置の結果を警務課長に通知するものとする。

（処理状況等の供覧）

第10条 警務課長は、前3条の規定により送付又は通知を受けた提案の概要、提案の審査結果及び採用した提案の措置結果を、その都度島根県警察情報システムにより掲示し、職員の閲覧に供するものとする。

（所属長等による課題の提示）

第11条 警務部長は、警察運営の改善に関し必要があると認めるときは、所属長に課題を提示し、意見を求めることができる。

- 2 所属長は、警察運営の改善に関し必要があると認めるときは、当該所属の職員に課題を提示し、意見を求めることができる。

（表彰）

第12条 警務部長及び所属長は、優れた提案を行った者及び前条に規定する求めに対し優れた意見を提出した者を表彰するものとする。

（庶務）

第13条 各所属に提案処理簿（様式第2号）を、警務部警務課に提案管理簿（様式第3号）を備え付ける。

- 2 警察署における提案の処理に関する庶務は、総務係において処理する。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の提案に関する訓令（昭和57年島根県警察訓令第1号）の規定により行われた提案で処理を終えていないものは、この訓令の規定により行われた提案とみなす。

附 則（令和3年10月25日島根県警察訓令第37号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式 [略]

